

## 無戸籍でお困りの方へ

様々な理由で出生の届出がされず、戸籍に記載がされないために社会生活上の不利益を被ったり、各種の行政サービスが受けられないなどでお困りの方は、法務局や市町村の戸籍担当窓口にご相談ください。

また、戸籍に記載されていない方をご存じの方も、ご相談ください。

戸籍は日本の国籍を証明する大切なものです。

どのような手続きができるかを一緒に考えましょう（相談無料，秘密厳守）。

### 【相談窓口】

那覇地方法務局戸籍課

098-854-7953

（平日8時30分～17時15分）

[戸籍を作るための流れ（1分版）](#)

[戸籍を作るための流れ（10分版）1／4](#)

[戸籍を作るための流れ（10分版）2／4](#)

[戸籍を作るための流れ（10分版）3／4](#)

[戸籍を作るための流れ（10分版）4／4](#)



### 【問合せ先】

那覇地方法務局戸籍課 098-854-7953

詳細については、法務省ホームページをご覧ください。

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04\\_00034.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html)